

(参考)

理事に加えないことができる管理者が管理する病院等を定款又は寄附行為で明らかにする場合の記載例について

第〇条 本社团（又は財団）の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）

(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）

(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）

2 (略)

※「医療法人制度について」（平成19年3月30日付け医政発0330049厚生労働省医政局長通知）別添1「社团医療法人の定款例」第4条参照、同通知別添2「財団法人の寄附行為例」第4条参照。

第〇条 理事及び監事は、社員総会（又は評議員会）において選任する。

2 理事長は、理事の互選によって定める。

3 本社团（又は財団）が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、第〇条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）のうち、次の病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者については、この限りでない。

〇〇病院、〇〇診療所

4～5 (略)

※「医療法人制度について」（平成19年3月30日付け医政発0330049厚生労働省医政局長通知）別添1「社团医療法人の定款例」第18条参照、同通知別添2「財団法人の寄附行為例」第15条参照。